

○ふくおか県央環境広域施設組合個人情報 報の保護に関する法律施行条例

〔令和5年3月1日〕
〔条例第1号〕

ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例（平成31年条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって住民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

- (1) 実施機関 組合長及び監査委員をいう。
- (2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (3) 住民等 組合を組織する市町に住所を有する者及び組合を組織する市町に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（法第2条第11項に規定する行政機関等を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報

の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するよう努めるものとする。

(住民等の責務)

第5条 住民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する組合の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住民等は、法及びこの条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(開示の請求に係る手数料及び費用負担)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(準用)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年飯塚市条例第20号）の規定を準用する。

(審査請求)

第8条 前条の規定により、実施機関が保管等をしている個人情報の記録に係る開示、訂正、削除若しくは停止の請求に対して当該実施機関がした決定又はこれに係る不作為に関し、請求者より審査請求が提起された場合にあつては、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに組合長に対し、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会（ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成31年条例第8号）に規定する審査会をいう。）に諮問するよう求め、当該審査会の答申を尊重して裁決をしなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(個人情報の開示等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例（平成31年条例第7号。以下「旧条例」という。）第9条の規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の開示、訂正、利用の停止及び削除並びに提供の停止又は旧条例第10条の規定によりされた審査請求については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(守秘義務等に関する経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第9条、第10条の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下この号において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者（受託した事務に従事していた者を含む。）

(3) この条例の施行前において旧実施機関から指定管理者の指定を受けた者（指定管理者が行う指定管理の業務に従事していた者を含む。）

(ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

4 ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成31年条例第8号）の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

(ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

5 ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略